

地域の会前回定例会以降の動き

令和3年3月3日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

2月10日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

発電所所員による発電所建屋内への不正入域について、概要説明を受けました。

また、次の事象について、概要説明を受け、現地を確認しました。

- ・ 7号機の新規制基準に基づく安全対策工事一部未完了
- ・ 6号機非常用ディーゼル発電機ディタンク室において、火災報知器の誤報が発生した事象
- ・ 5号機海水熱交換器建屋において、水溜まりが発見された事象

2 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

2月12日、令和2年度第8回技術委員会を開催し、格納容器の破損防止対策等について確認していただきました。

また、事務局から議論の進め方やこれまでの議論の状況の整理等について説明しました。

この他、発電所所員による発電所建屋内への不正入域及び柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準に基づく安全対策工事一部未完了事案等について、東京電力から報告を受けました。

これらの事案は、調査結果がまとめられた後、改めて報告を受けることとしています。

※ 会議資料は下記ホームページアドレスに掲載

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/gi_jyututop.html

「地域の会」委員質問への回答

〈宮崎委員〉

（新潟県に対する質問）

柏崎市の避難計画には、避難経由所に「広域避難先遣隊を派遣」となっています。県の避難計画では、避難経由所は避難者受入市町村に要請して開設するようになっていますが、県の職員を派遣するとは示されていません。避難経由所には、たくさんの車も人も集まります。交通整理、体調不良者の救護、水・食料の提供、スクリーニング準備等々あるように思います。

質問1, 1か所の避難経由所には、どのような編制で何人派遣されますか。

質問2, 県は避難所に救護所を開設するとあります。PAZの避難所は39か所ありますが、1つの救護所に、どのような役割を持った職員が何人派遣されるのでしょうか。

回 答

- 1 避難経由所の運営支援など市町村への支援については、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において、「県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、可能な限り支援、協力を努める。」と定めています。

個々の避難経由所への派遣人数等については、市町村からの応援要請の内容や災害の規模・状況等を踏まえ、県災害対策本部で調整の上、必要に応じて支援を行うため、事前には定めていません。

- 2 県広域避難計画において、避難住民への支援体制として、「県は、避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する初期救急医療等の医療活動を行う。」と定めています。

救護所に派遣する救護班は、1班あたり5名（医師1名、看護師2名、薬剤師1名、補助者1名）を基本とし、原子力災害医療協力機関や、あらかじめ救護班の編成を依頼している医療機関から派遣されます。

なお、派遣チーム数については、被災状況及び医療需要に応じて決定します。